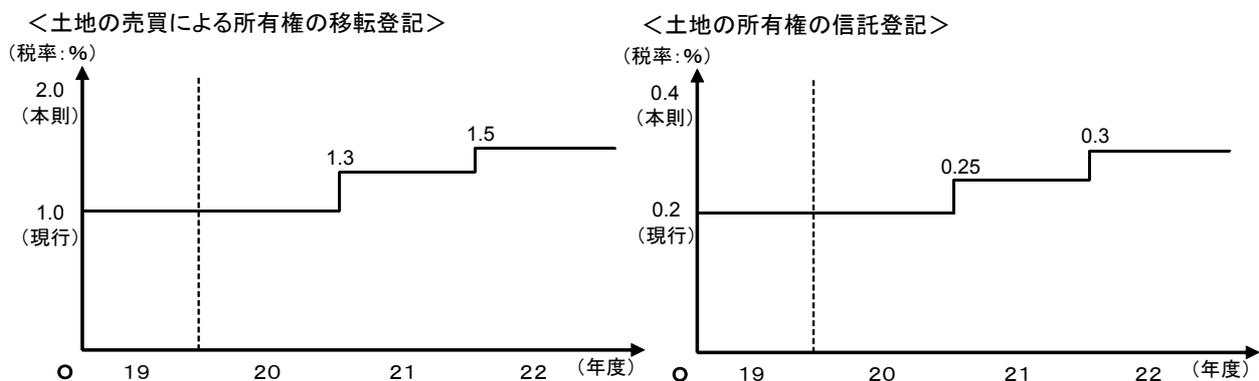


平成20年度国土交通省税制改正要望 土地関連税制 結果概要

参考資料2

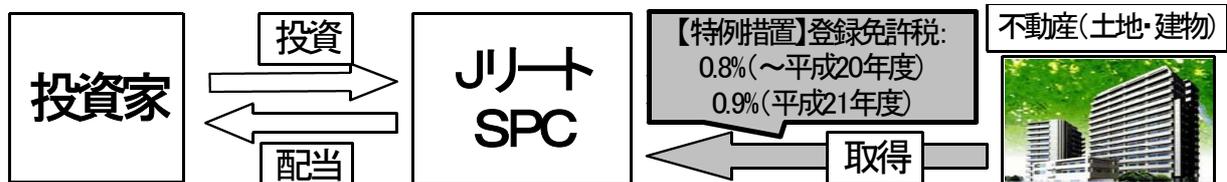
土地の売買による所有権の移転登記等に係る登録免許税の特例措置の延長(登録免許税)

土地の取得コスト等を軽減することにより、土地のさらなる流動化を促進し、土地取引の活性化を図る観点から、土地の売買による所有権の移転登記等に係る登録免許税の特例措置について、次の通り、平成20年度は現行の税率を維持し、平成21年度以降は税率を見直した上で、その適用期限を3年延長する。



Jリート及びSPCに係る登録免許税の特例措置の延長(登録免許税)

不動産の証券化を通じた地域経済の活性化や優良な都市ストックの形成を促進するため、Jリート・SPCが不動産(土地・建物)を取得する場合の登録免許税の特例措置について、平成20年度は現行の税率を維持し、平成21年度の税率を見直した上で、その適用期限を2年延長する。



住宅以外の家屋に係る不動産取得税の特例措置の創設(不動産取得税)

認定中心市街地、都市再生緊急整備地域又は都市再生整備計画の区域において中高層耐火建築物(地上階数3以上)である住宅以外の特定の用途に供する家屋(敷地面積500㎡以上)を新築した場合の不動産取得税について、当該家屋の価格の10分の1に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を講ずる。